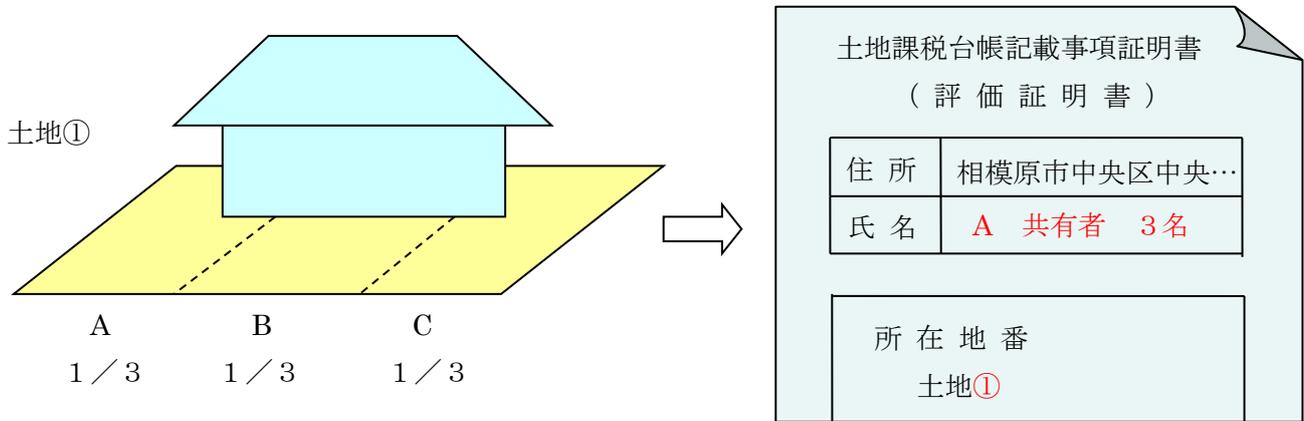


●土地・家屋の所有が共有名義の場合の注意点

1 固定資産 評価証明書・公課証明書等の納税義務者欄は、共有構成者のうちの1名の氏名が記載されます。

例：3人の共有名義の土地の場合、共有構成者全員の氏名は記載されず『A 共有者 3名』と記載されます。



2 共有構成が異なる場合は、証明発行手数料の件数は別件数となります。

例：A、B、Cが土地②をそれぞれ1/3ずつ共有している場合と、A、D、Eが土地③をそれぞれ1/3ずつ共有している場合では、Aの共有する土地②・土地③は別件数となり、手数料の件数は2件となります。

